

平成 29 年学習指導要領による教育課程としての 方向性について ——総則における表記から——

柴田 篤志

- ◆はじめに
- ◆総則における語尾表記について
- ◆総則表記のまとめ
- ◆分析視点の検証（第五章による）
- ◆結語

◆はじめに

平成 29 年 3 月、小学校・中学校学習指導要領が改訂された。この改訂では指導要領に「前文」が付記された。

教育課程を通して、これから時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び小学校教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習

とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。

学習指導要領に前文が付記されるということ自体が今回の改訂が“従前のものとはスタンスの違うものである”ことを強く印象づけている。ここに引用した部分は「いかなる教育課程が求められるべきか」についてまず“社会に開かれた教育課程”を揚げ、「公教育の使命」として“教育水準の全国規模での確保”を揚げ、最後に「資質・能力の伸長」に責を負うべき者として“学校関係者はもとより全ての大人”を指名している。非常に決意に満ちた、堂々たる宣言であると解釈できる。

さて、この三つの宣言において用いられる文言に注目されたい。開かれた教育課程に関しては「～の実現が“重要”となる」としており、教育水準確保に関しては「～の更なる充実を図っていくことも“重要”である」としている。共に《重用である》を用いている。対して、教育関係者並びに全ての大人に関しては「～に“期待”される役割である」としている。本論考においては、今回の教育課程の改定において示された項目が如何なる記述で成されたかに関して、特にその述語表現に着目して考察することを目指す。

まず、総則における表記と語尾について、第1から第6までの注目すべき記述を指摘する。

本論文では総則の記述構造の五階層を「極大項目（第1、第2など）」、「大項目（1、2など）」、「中項目（(1)、(2)など）」、「小項目（ア、イなど）」、「極小項目（(ア)、(イ)など）」と読んで区別する。

◆総則における語尾表記について

・極大項目「第1」

総則において特徴となる述語表現は「～ものとする」という強い断定表現である。ことに第1においては多用される。

「適切な教育課程を編成する“ものとし”」「教育を行う“ものとする”」…第1の1
 「育むことを目指す“ものとする”」…第1の2

「充実を図る“ものとする”」「実現できるようにする“ものとする”」…第1の3

極大項目「第1」の下位になる大項目1は教育課程編成の原則についての記述であり、教育課程の編成、並びに教育の目的（目標達成）に関する述語、「編成する」「行う」の語尾は強い断定“ものとする”で統一されている。これは平成20年公示の前指導要領と記述上の差異はない。

大項目2は《生きる力》に関する記述である。前学習指導要領では第1に含まれていたが今回は極大項目「第1」の下位に大項目2として項目を分け、何より大きな変革はこの語尾、“ものとする”の採用だと考える。

前指導要領で「生きる力をはぐくむことを目指し」→「知識及び技能を確実に修得させ」→「その他の能力を育むとともに」と、育むために必要な段階をまず知識技能能力の取得育生であるとした上で、重ねて「主体的に学習に取り組む態度を養い」→「個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と主体的学習、個性伸長教育を発展的目標として位置づけていた部分を新たに集約してある。今回の指導要領では授業改善によって中項目(1)～(3)までの事項の実現を図ることとなり、《生きる力》に到達する道筋に順序を設けていない。その中でも中項目(1)で注目すべき述語表現は、前回指導要領にあった「確実に修得“させ”」という使役表現は踏襲する傍ら、「努め“なければならない”」「配慮し“なければならない”」というものが消え、代わりに「努めること」「配慮すること」と、語尾を言い切りに改めている。これらの「努め」「配慮する」ことは「(事項の)実現を図り」「(生きる力を)育むことを目指す」「ものとする」になっている。“ねばならない”が“ものとする”に変化したとみることができる。

努める、とは「努力する」こと、配慮する、とは「気を配ること」であるから、“ねばならない”という強制力を伴う記述であったとはいえ、その実現において強い拘束力を發揮すると解釈するとは言いづらかった前指導要領の記述は、“ものとする”という語尾に記述が変わったことにより、より強い実現を求めたと解釈可能である。

ただし、その述語部分は目指す、であり飽くまで「育むものとする」とはなっていない。ここは注目すべきであると考える。

中項目(2)では道徳についての記述になっているが、前指導要領において「適切な指導を行わ“なければならない”」「留意し“なければならない”」であった部分が「適切な指導を行“なうこと”」「留意“すること”」に記述が変更されている。中項目(1)同様、“ねばならない”が書き改められたことになるが、ここは“ものとする”という強い断定ではなく、単純に“～すること”という語尾になっている。これは今回の指導要領において道徳が特別の教科となり前回までとは位置づけが変わったことと関連していると解釈できる。

中項目(3)では(1)(2)にみられない語尾の変更がみられる。「～を通じて適切に行うものとする」が「～を通じて適切に行うことにより…教育の充実に努めること」と記述が追加されている。ここは、前指導要領では《指導を適切に行う》ことそのものを強く断定していたのに対し、今回の指導要領では指導を行なうことは手段であり、それによって教育の充実がもたらされるべきである、という方向性が明示されている。それにもかかわらず、前指導要領では強い断定“ものとする”を用いていたのに対し、今回の指導要領では教育を充実するものとする、とはならず、教育の充実に努める、とした。なおかつ、

語尾は“ものとする”ではなく、“～すること”となっている。これは中項目（2）の道徳での「“ねばならない”→“すること”」に近いスタンスの変更であると考える。

大項目3は生きる力をいかにして育むかについて大項目2に記された「(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする」としている。これは前指導要領には見られなかった記述なので比較はできないが、語尾に関しては“ものとする”が用いられる。

大項目4はカリキュラムマネジメントについての記述である。これも前指導要領にはない、新たな追加項目なので比較はできないが、「(カリキュラムマネジメントに)努める“ものとする”」という語尾が指摘できる。

極大項目「第1」のみを概観する限り、前指導要領にあった“ねばならない”という語尾が姿を消し、“ものとする”“～すること”という語尾表現に全て置き換わったと言える。前指導要領では教育課程編成に関する「第1の1」でしか用いられなかった“ものとする”が親指導要領では「第1の2、3、4」でも用いられる。

・極大項目「第2」

教育課程の編成に関して項目別に記述してある部分であり、第1の1がそうであったように“ものとする”で語尾は統一されている。なお、この部分は前指導要領にはなかったものであり、カリキュラムマネジメントという概念の新設に伴って追加された部分になるため、前指導要領の記述との比較はできない。

「関連を図る“ものとする”」…第2の1

「編成を図る“ものとする”」…第2の2（1）（2）

極大項目「第2」の下位となる大項目1と2に関しては、語尾は“ものとする”で統一されている、と断ずることができる。ただし、大項目3以降は前指導要領の内容を踏まえて記述されているため、表記が必ずしも統一されていない。

大項目3は教育課程編成に関する共通事項となり、中項目（1）が内容等の取り扱い、中項目（2）が授業時数の取り扱い、中項目（3）が指導計画の作成に当たっての配慮事項、という3項目に分類される。

この中で中項目（1）は小項目ア～カに分かれており、
 ア「取り扱わ“なければならない”」
 イ「することのないようにし“なければならない”」
 ウ「(工夫を) 加える“ものとする”」
 エ「(順序に) よらないことが“できる”」
 オ「(履修させる) ことが“できる”」→(その場合にあっては)「することのないようにし

“なければならない”」「適切に定める“ものとする”」

カ「(配慮事項を) 踏まえる“ものとする”」

最初の二項目は“なければならない”になっているがそれ以降は“ものとする”“できる”が混在する。このように、要求するレベルが項目ごとに異なる。“できる”的な場合は許可を、“ものとする”的な場合は強い断定を表しているが、才だけは“できる”とした後にその場合は、と条件を課している。

中項目（2）は小項目ア～エの五つとなる。

ア「(負担過重に) ならないようとする“ものとする”」→「行うことが“できる”」

イ「(授業時数を) 充てる“ものとする”」

ウ「編成する“ものとする”」

エ「(実施に) 替えることが“できる”」

アのみは“ものとする”的な後に“できる”だが、そのほかは“ものとする”。エの総合的な学習の時間との読み替えに関しては唯一“できる”記述となる。

中項目（3）は配慮に関する記述だが、語尾は「作成する“ものとする”」になっている。踏まえるべき事項はア、イの二項目だが、語尾はいずれも「できるようにすること」。これは第2の3（2）で小項目（ア）～（エ）の五項目を踏まえよ、とされていた際の語尾「定めること」「できること」とは異なる。“ように”が挿入されることで、求める成果の達成に関する線引きに幅を持たせていると解釈できる。

大項目4は学校段階間接続に関する記述で、新設である。語尾は「(接続を) 図る“ものとする”」。ただし、図るに当たって配慮する事項として中項目（1）、（2）は両者とも「編成すること」となっている。

教育課程の編成に関する部分では強い断定“ものとする”が用いられるケースが多い。逆に、自由度の高い、選択に許可を与える記述には明確に“できる”表記を用いている。この二者が選択的に使用されているのに対し、配慮・留意すべき項目には「～すること」表記と、「～するようにすること」という二つの表記がある。「事項」として下位条件に回る場合、語尾を「～こと」という表記に一貫させるため、前指導要領で「～できる」だったものは「～できること」に、「～できるようにする」だったものは「～できるようにすること」になったと考えられる。

・極大項目「第3」

極大項目「第3」の下位となる大項目1は中項目（1）～（7）まであり、授業改善に関する記述になる。主体的・対話的で深い学びの実現に向けて七つの項目が「配慮する“ものとする”」として示されている。

- (1) 「授業改善を行うこと」「(学習の) 充実を図ること」
- (2) 「(読書活動を) 充実すること」
- (3) 「活用を図ること」
- (4) 「取り入れるように工夫すること」
- (5) 「実施できるよう工夫すること」
- (6) 「促されるよう工夫すること」
- (7) 「(学習活動を) 充実すること」

項目が列挙される場合は語尾が“こと”で統一されるという原則はここでも見られるが、“ように”を用いるケースも中項目(4)(5)(6)に見られる。ただしここでは「取り入れること」「実施できること」「促されること」とする代わりに語尾を“工夫すること”に合わせる目的で“ように”が用いられている。厳密に言えば“ように”は中項目(4)にのみ用いられ、中項目(5)(6)は“よう”のみが用いられる。これは、前指導要領において「計画的に取り入れるようにすること」となっていた記述をそのまま援用し、“工夫すること”という語尾で統一したことの証左であると考える。中項目(5)(6)は今回の指導要領で新たに追加された項目であり、文案を想起した人物が異なるための表記の揺れであると考えたいが、この部分の記載のみでは判断材料に欠ける。

特にこの七項目では

- 「図ること」→(1)(3)、
- 「充実すること」→(2)(7)、
- 「～ように工夫すること」→(4)(5)(6)

の三つの語尾しか用いられていない。特に中項目(2)(4)は「～活動を充実する」という用い方で共通しており、述語としての「充実する」が決まったパターンでしか用いられないことが推測できる。一方で中項目(1)は「充実を図ること」であり、「学習活動を充実する」「学習を充実する」が別のレベルとして設定されていることがわかる。その上で中項目(1)は敢えて「学習を充実する」とせず、「学習の充実を図る」としている。語尾と述語との関係性が意図的な選択によって結び付いている例と考えたい。

大項目2の下位となる中項目は(1)(2)の二つであり、学習評価の充実についての記述である。第3の2と同様、以下の項目に「配慮する“ものとする”」という語尾により強く断定されている。

- (1) 「実感できるようにすること」「生かすようにすること」
- (2) 「(接続される) ように工夫すること」

中項目(1)には“ようとする”という幅を持たせる語尾が二つの文末に揃って採用されているが、第3の1とは異なり「ように」が語尾に新たな表現法を追加するための接続的役割を持つと言うより、「実感できること」「生かすこと」という言い切りを避けようと

した、と解釈できる。

中項目（2）は第3の1と同じ用法で、語尾“工夫する”を追加するための“ように”である。このように、同じ“ように”であっても用法が異なるケースがある。

・極大項目「第4」

第4は第3までとは記述方が異なる。1, 2の大項目があり、1、2とともに中項目（1）～（4）に分かれているが、1のみ（1）の前に「次の事項に配慮する“ものとする”」と強い断定語尾があるのに対し、2には（1）に入る前に記述がない。代わりに中項目である（1）～（4）に“ものとする”が使われている。大きく定め、小さく具体化するという記述と、詳細に記述しつつ定める、という記述とで文章構造が異なっている。

大項目1は生徒の発達を支える指導の充実であり、以降の中項目（1）～（4）は配慮事項となる。

- (1) 「(充実を) 図ること」「(発達を) 支援すること」
- (2) 「(充実を) 図ること」
- (3) 「(充実を) 図ること」「(進路指導を) 行うこと」
- (4) 「(活用を) 図ること」

すべて「図る」という述語を用いている。語尾が“こと”で統一されるのは中項目における原則を踏まえたものとなる。大項目の前に“ものとする”があることから、全て「図る」「支援する」「行う」ことに配慮せよ、という文章構造を成している。

大項目2は特別な配慮を必要とする生徒への指導である。大項目1との違いは「指導の充実」であるか「指導」であるかであり、大項目2の内容は充実に優先して“指導が行われること”に言及していると捉えられる。中項目（1）～（4）にはそれぞれ小項目が設定されている。小項目によっては極小項目の設定もある。

- (1) ア 「(工夫を) 行う “ものとする”」
 - イ 「編成する “ものとする”」(ア) 「取り入れること」(イ) 「(教育課程を) 編成すること」
 - ウ 「(指導を) 行う “ものとする”」「(連携に) 努める “ものとする”」
 - エ 「(作成し活用することに) 努める “ものとする”」「活用する “ものとする”」
- (2) ア 「(指導を) 行う “ものとする”」
 - イ 「(工夫を) 行う “ものとする”」「(指導に) 努める “ものとする”」
- (3) ア 「(支援を) 行う “ものとする”」
 - イ 「(工夫改善に) 努める “ものとする”」
- (4) ア 「(身につけることが) できるようにする “ものとする”」

イ「(工夫改善に) 努める “ものとする”」

中項目（1）～（4）について、語尾は全て“ものとする”で統一されている。これは大項目2に地の文（中項目が提示される前に、その項目に関する要求を記述する部分）の記述がないことによる。述語も「行う」「努める」が多く用いられ、各中項目に必ずどちらか、もしくは双方が用いられる。これ以外の述語は

中項目（1）・小項目イの「編成する」、

中項目（1）・小項目エの「活用する」、

中項目（4）・小項目アの「できるようにする」

の三例のみで、“指導が行われること”を強く求める大項目2の性格から考えて妥当と判断できる。全ての述語を「努める」で統一することも可能でありながら、あえて「行う」にしたものについては、目的語と合わせると

(1)「工夫する」「指導する」、

(2)「指導する」「工夫する」、

(3)「支援する」

となり、前述した「編成する」「活用する」「できるようにする」に加えて工夫、指導、支援が実質的には述語として用いられていることがわかる。

述語が「努める」であるものも同様にまとめると、「連携する」「作成・活用する」「指導する」「工夫改善する」となる。この中で「指導する」だけは

「指導を行うものとする」：(1) ウ、(2) ア

「指導に努めるものとする」：(2) イ

と、補助動詞としての“行う”“努める”が双方とも使われている。

・極大項目「第5」

学校運営上の留意事項となる。大項目1、2があるが、中項目設定を省略し、いきなり小項目ア、イ、ウが用いられる。

大項目1は小項目ア、イ、ウの前に記述がない。そのため、小項目ではあるがア、イ、ウの語尾は「こと」で結ばれていない。

ア「(行うよう) 努める “ものとする”」「(実施するよう) 留意する “ものとする”」

イ「(行われるよう) 留意する “ものとする”」

ウ「(図られるよう) 留意する “ものとする”」「(図られるよう) 留意すること」「(整えられるよう) する “ものとする”」

大項目に記述が無い場合、小項目の語尾は“ものとする”になるケースが多いが、第5の大項目1に関しては小項目ウに「教育課程との関連が図られるよう留意すること」のみ

が「こと」で結ばれている。この語尾の不統一は恐らく前指導要領の記述「教育課程との関連が図られるよう留意すること」をそのまま踏襲したために起こったものであり、本来なら“ものとする”に統一されていることが望ましいのであろう。同様の不統一は「よう」と「ように」の部分にも生じており、前指導要領との表記統一以外にも、担当者の用いる文体の統一が十全に成されなかつたと推測できる。

大項目2には地の文があり「配慮する“ものとする”」とある。このため小項目ア、イはともに「こと」で語尾が統一されており、文体の不統一は生じていない。

ア「(競技を) 深めること」「(機会を) 設けること」

イ「(態度を育むよう) 努めること」

小項目アは前指導要領にあった記述をそのまま利用した述語であるが、小項目イは新設であり、語尾も「態度を育むこと」ではなく「育むよう努めること」になっている。

・極大項目「第6」

大項目1, 2, 3、4の前、極大項目「第6」の直後に「次の事項に配慮する“ものとする”」という地の文の記述あり。このため、大項目中の語尾は「こと」で統一される。

1 「(道徳教育を) 展開すること」「(方法を) 示すこと」

2 「(重点化を) 図ること」「(~ことに) 留意すること」

3 「(体験を) 充実すること」「(日常生活に) 生かされるようにすること」「(資することとなるよう) 留意すること」

4 「(連携を) 図ること」

第6には、前指導要領と比較したとき、述語の変更がない。大項目3（豊かな体験活動の充実といじめの防止）にのみ、述語としての「留意する」の前に実質的な作用を期待する「資する」があるが、「資する“よう”留意する」ではなく「資する“こととなるよう”留意する」という表現になっている。これは全指導要領の記述をそのまま踏襲したことによる。いじめに関する記述には特に意を尽くしたが故の言い回しと考えられるが、“よう”と“こととなるよう”の間に意味の違いを判断する客観的な根拠は見つからない。

◆総則表記のまとめ

ここで、総則全体の記述から考察できることをまとめる。

極大項目「第1」において特徴的なのは「ねばならない」という語尾が用いられなくなったことである。前指導要領では大項目1の項目末に「確立するよう配慮し“なければならない”」、大項目2に「適切な指導を行わ“なければならない”」「特に留意し“なければならない”」、大項目3に「基礎が培われるよう配慮し“なければならない”」と4カ所に“ね

ばならない”が用いられていたが、全て“～こと”という表記に改められた。これは、これら四つの記述が全て大項目2の中の中項目(1)(2)(3)に配当されたため、「以下の項目を目指すものとする」、との大項目記述に合わせるために語尾を揃えたためである。述語部分が「配慮すること」「行うこと」「留意すること」「配慮すること」と同じであることから、これは明らかである。

この、大項目において項目(若しくは事項)に対する要求が“ものとする”の語尾で示され、中項目では“～こと”的語尾で統一されるというのは大項目3でも同様である。大項目4には中項目が設定されていないため、項目末の「努める“ものとする”」には“～こと”で示される事項は明示されていない。しかし、「努める」の目的語は「各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラムマネジメント)に」であるため、箇条書きで目標を列挙する必要がないための措置であるに過ぎない。

極大項目「第1」は、「大項目での“ものとする”→中項目での“～こと”」という表記で統一されている。これにより、前指導要領に見られた“ねばならない”“ものとする”に意味上の階層関係上の曖昧さがあったことが解消された。更に、前指導要領の大項目3に見られた「適切に行うよう努める“こととする”」という表記が“ものとする”とどのように異なるのか不明であったことの修正が成された。大きく定め、小さく示すという階層構造が確立し、理念の読み取りに誤解が生じにくくなつたと言える。

極大項目「第2」は大項目1、2が共に今回新設された項目になる。ここでは、第1に見られた、「大項目での“ものとする”」という原則が適用されているのだが、大項目1には中項目の設定がない。「努める“ものとする”」の目的語は「共有されるよう」であり、列挙の必要がないために中項目設定がされなかつたと言う点では大項目4と同じではあるのだが、ここでは“～こと”という語尾が用いられていない。「共有される“ことに”」若しくは「公用に」であればこの事項に努めるのだな、と表記上の法則として読めるのだが、ここでは“～よう”が用いられている。この“～よう(ように)”に関しては別稿にて後日まとめて論ずる。

大項目2には地の文がない。そのため、中項目(1)(2)にそれぞれ“ものとする”が用いられている(共に「教育課程の編成を図る“ものとする”」)。改定によって、論理構造が明確化した総則であるが、この部分は表記統一が成されていない。そのため、使われる文言だけで大項目であるか、中項目であるかを判断できなくなつていて改善が望まれる。

同様の不統一は大項目3にも見られる。大項目2同様、地の文はない。いきなり中項目(1)になるが、ア～カまでの小項目が設定されている。この小項目に、第1では用いられなくなった“ねばならない”が用いられているのが大きな特徴と言えるが、実は前指導要領の同様の記述を記した極大項目「第2」で用いられていた表記をそのまま援用したためである。第2の3(1)は「内容の取り扱い」であるため、この表記が不適当である訳

ではないが、非常に強い表現となる“ねばならない”は大項目3の地の文にあっても構わないと考える。第2の3(1)は小項目に“ねばならない”のみならず“ものとする”も用いられており、ここまで表記とは語尾の用い方に関する原則が異なる。なお、今回の考察対象からは敢えて外しているが、「～できる」という語尾が多用されているのも特徴である。推測になるが、内容の取り扱いとしては「必ず用いよ」→“ねばならない”、「決定事項である」→“ものとする”、「選択可能である」→“できる”という、語尾による三段階の指示を敢えて選択していると考える。典型的なのは小項目才であり、「履修させることができる」「負担過重となることのないようにし“なければならない”」「適切に定める“ものとする”」と三つの語尾を全て使用している。前指導要領の同等の記述部分では、二種類の語尾が1項目に用いられるることはあっても、三種類全て用いられたことはなかった。

こうした表記原則の揺らぎは、次の中項目(2)になると一層明らかになる。小項目ア、イ、ウは“ものとする”で統一されているが、小項目エは“できる”。ただし、小項目中に複数語尾が混在することはない。特徴的なのは小項目ウである。小項目ウの下位項目として極小項目(ア)(イ)(ウ)(エ)が設定されており、その語尾が全て“～こと”で統一されている。これは極大項目「第1」、「第2」での大項目と中項目との関係に倣っており、実質的にウが中項目としての位置づけを有していると判断できる。

ここまでの中項目(1)(2)には地の文がなかった代わりに、この項目が何について記述しているかの項目タイトルが付されている。タイトルであるため、句点は記されていない。中項目にこうした性格を付与してしまったが故の階層構造並びに表記の不統一であると結論する。ここも改善が望まれる。

中項目(3)は記述の原則としては第1、第2に戻っている。項目タイトルとしての「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」は示されているが、同時に地の文があり、“ものとする”の語尾が使われている。そのため、小項目ア、イは“～こと”で結ばれており、その事項に配慮するのだな、との理解が明確にできる。大項目→中項目間で統一されていた“ものとする”→“こと”が、第2の大項目3においては、中項目→小項目に用いられたり、小項目→極小項目で用いられたりしている。語尾による表記統一とその要求の度合いが法則化されたのだから、階層構造を上位、下位にスライドさせるべきではないと考える。

第3は、表記においては安定している。大項目1、2とも項目タイトルが付され、その後に地の文が記されている。語尾は料項目とも「次の事項に配慮する“ものとする”」。したがって大項目の後には中項目が記され、その語尾は全て“～こと”で統一される。第1において確立した構造は、ここでは一貫して揺らいでいない。

この一貫性は次の第4においても大項目1までは継続するが、大項目2になると第2で指摘された表記の不統一が再びあらわれる。理由は、大項目1ではあった項目タイトルに続く地の文が大項目2では省略されることにある。大項目2は「特別な配慮を必要とする

生徒への指導」であり、中項目においてそうした生徒への指導と配慮のあり方に触れているのだが、中項目が《指導と配慮に関するタイトル》になっており句点が記されていない。加えて地の文がないため、上位項目で“ものとする”、下位項目で“～こと”という構造が下位の階層にスライドしている。

第4の2（1）（2）（3）（4）では、中項目はタイトルであり、そのため小項目に“ものとする”が用いられる。その中で（1）のみが極小項目（ア）（イ）に分割されており、ここでは語尾に“～こと”が用いられている。第2の3（2）のウにおける小項目→極小項目の関係に等しい。共通するのは『中項目がタイトルだけ』及び『中項目に地の文がない』ことである。

第5においては今までに無かった階層構造があらわれる。「第5 学校運営上の留意事項」とタイトルのみになる。なおかつ、「第〇〇」で《事項》を扱っているため、コレまでの記述に倣うなら語尾は“～こと”で統一されるはずだが、不統一感が明らかに際立っている。

大項目1はタイトル「教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」であり、地の文はない。第2の3（2）ウ、及び第4の2（1）イにおいては、中項目にタイトルを置いて地の文を省略した結果、小項目→極小項目に見られた“ものとする”“～こと”的関係が下位階層にスライドした。ここでは大項目にタイトルが来るため同様のスライドが中項目→小項目にスライドするかと言えばそうはならない。理由は不明だが、ここには中項目は用いられず、大項目の下にいきなり小項目ア、イ、ウがおかれ、ここで“ものとする”という強い断定での記述が成される。

さらに、小項目ウにおいては、「関連が図られるように留意する“ものとする”」とア、イ同様“ものとする”で記述してある。これに続けて「特に」として再び「教育課程との関連が図られるよう留意する“こと”」と、今度は事項としての記述を繰り返している。“ものとする”と“～こと”が同じ階層で用いられたことは非常に注目すべきことだと考えたい。なお、前指導要領では同様の記載が配慮事項となっていたため、「教育課程との関連が図られるよう留意する“こと”」の部分は前指導要領の表記を転載した、と考えることもできるが、“ものとする”という記述に続けることによって期待されるものが何であるかは判断できなかった。敢えて解釈するなら、「特に」以降の記述が実質的に極小項目に相当する、と意味づけられる可能性であるが、そうであるのなら極小項目（ア）を設ければ《第2の3（2）ウ》、《及び第4の2（1）イ》とほぼ同じ階層構造に納めることができたはずである。改善を求めたい部分として指摘する。

この小項目ウには更にもう一つ注目すべき記述がある。前記の「留意する“こと”」に続けて「その際」とあり、「整えられるようにする“ものとする”」で結ばれていることがそれである。記述の語尾をチェックしただけで結論づけるのは早計かも知れないが、ウの項目には極小項目を設け、記述と階層構造の統一を図る方が好ましいと感じる。

第6「道徳教育に関する配慮事項」においては、記述の階層構造は第1、第3と同じく、大項目の前に「次の事項に配慮する“ものとする”」、大項目1～4が全て“～こと”で結ばれている。第6のタイトル自体が「配慮事項」であり、一つ下の階層が“～こと”で統一されるのは“ものとする”→“～こと”的原則に叶う。ただし、第1、第3は大項目の後に“ものとする”が記されているのに対し、第6では大項目記述の前に地の文があり、そこに“ものとする”がある。結果として、大項目1、2、3が“～こと”という語尾で統一され、第1、第3における「大項目→中項目」が「第〇〇→大項目」へと上位階層へシフトしている。

ここまで得られた総則についての記述上の原則を箇条書きにしておく。

- 1) 「“ものとする”→“～こと”」という語尾により《どのようにするのか》《何についてするのか》の順に階層ごとに示す
- 2) 極大項目（第1、第2など）、大項目（1、2など）、中項目（(1)(2)など）、小項目（ア、イなど）、極小項目（(ア)(イ)など）の最大五階層構造で示す[例：第2の3の(2)のウの(ア)]
- 3) 極大項目（第〇）の記載の後、地の文が記されるのは第6のみ。他は全てタイトル表記のみ（記述において句点が用いられないことから判断）
- 4) 「“ものとする”→“～こと”」の階層関係は、中項目→小項目が最も多く用いられる[例：第1の2、第1の3、第2の4、第3の1、第3の2、第4の1、第5の2]
- 5) ただし、4)とは異なる階層関係もある

最後の5)に関しては、階層構造の不統一と考えるべきか、意図しての表記のスライドと捉えるかは断定できない。第2の2、第2の3、第4の2、第5の1は、中項目に地の文がないことが共通している。このため、“ものとする”が小項目に記される。

◆分析視点の検証（第五章による）

ここまで総則の記述から学習指導要領に使われる用語、特に述語並びに語尾の階層に関する法則を考察してきたが、この法則が学習指導要領の別の部分ではどう用いられているかを確認してみる。ここでは「第五章 特別活動」を検証の対象とし、極大項目「第1 目標」、極大項目「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」、極大項目「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」、の三つにおける総則との記述の異動を確認してみる。

・極大項目「第1 目標」

第1は大項目の設定がない。中項目（1）～（3）において、育成すべき資質・能力を分類して示している。これに先立って、目標として示される語尾は「(資質・能力を) 育成することを目指す」であり、“ものとする”は用いられない。

- (1) 「(行動の仕方を) 身につけるようにする」
- (2) 「(~したり) することができるようする」
- (3) 「(図ろうとする態度を) 養う」

目標であるため、語尾は“ように”する、で結ばれており、“こと”になっていない。総則の中項目が「こと」で統一されていたのとは異なる。これは“ように”前に示される述語(身につける、する)を《行おうとする》意思を強調したものであり、実際に身につけたり、したり、という成果の必要条件部分を重視しているあらわれと捉えられる。「身につけることができること」「することができること」を目指すのではなく、その《ようにする》ことをを目指すわけである。成果の達成については含みを持たせた記述と考える。

ただし、(3)のみは「態度を養う」という言い切りになっており、この項目が他の二項目と比べて強く求められていると読むことができる。(1)(2)と同様の記述なら、「養うようにする」になるはずであるのだから、この差は大きい。とはいえ、(3)の述語は《養う》であり、達成すべきハードルは余り高くない、要求の厳しくない言葉であると判断できる。養うべきものは「(生活及び人間関係を) 形成し」「(考えを) 深め」「(自己実現を) 図る」ことであり、こうした成果の達成が(1)(2)に比べて困難である…より遠い目標である…とされたため、「図るようにする」「図ろうとする」で語尾を結ばず、そうした態度を「養う」にしたと考える。ここで「養う “よう” にする」にしてしまうと、目標としての要求が「述語の “養う”」によって弱められ、なおかつ「意思の “ように”」によって二重に弱められてしまう。目標部分では特に述語と語尾に大きな意味がある。

・極大項目「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」

学級活動、生徒会活動、学校行事の三項目に分類されるが〔〕で括られ、大項目よりも上位カテゴリと考えられる(仮に“上級大項目”、とする)。それぞれ1目標、2内容、3内容の取り扱い、と三つの大項目に分かれるが、生徒会活動だけには3がない。

〔学級活動〕

- 1 「(資質・能力を) 育成することを目指す」
- 2 「(実践できるよう) 指導する」
 - (1) ア「実践すること」イ「実践すること」ウ「(話し合って) 決めること」
 - (2) ア「(集団生活を) つくること」イ「(生活づくりに) 参画すること」ウ「乗り越えようすること」エ「(保持増進・行動) すること」オ「(人間関係を) よりよくする

こと」

(3) ア「見通しを立て、振り返ること」イ「(考えて) 行動すること」ウ「照らして考えること」

3 (1) 「(できるよう) 工夫すること」

(2) 「(活動を) 行うこと」「(教材等を) 活用すること」

[生徒会活動]

1 「(資質・能力を) 育成することを目指す」

2 「(実践できるよう) 指導する」

(1) 「実践すること」

(2) 「(~したり) すること」…～は担当・協力

(3) 「参画できるようにすること」

[学校行事]

1 「(資質・能力を) 育成することを目指す」

2 「(実践できるよう) 指導する」

(1) 「(動機付けと) なるようにすること」

(2) 「(親しんだり) するようにすること」

(3) 「(~などに) 資するようにすること」←～は保持増進、体得、育生、涵養、向上

(4) 「(積むことが) できるようにすること」

(5) 「(体験が) 得られるようにすること」

3 (1) 「実施すること」「(活動を) 充実すること」

極大項目第2の三つの上級大項目は、三項目とも1, 2が共通の語尾になっている。1が「(資質・能力を) 育成することを目指す」、2が「(実践できるよう) 指導する」。学級活動、生徒会活動、学校行事で記述は変わらない。1の目標に関して、前指導要領では「実践的な態度を育てる」であったが、今回の指導要領では目標には資質と能力の育生、という記述で統一されている。その分「実践的」という言葉は2の内容に織り込まれ、「実践できる“よう”」という表記で採用されているが、述語は“指導する”となっている。主体的、対話的で深い学び、というキーワードの中でも先頭に来る「主体的」を“主体的実践”として指導すべきものとしている。ただしここでも実践そのものではなく、実戦に向けての態度や意思を指導の対象としている。こうして第2の語尾全てを見渡すと、特に【学校行事】の2にはすべて“ように”が用いられていることがわかる。また、【学級活動】でも2(2)ウ「思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」においてのみ「乗り越え“よ

うと”すること」と一段階要求レベルを下げている。“ように”は非常に意図的に用いられており、意味するところのもの（成果）の達成への難度によって使い分けられていると結論できる。これは、〔学級活動〕〔学校行事〕の3、内容の取り扱いには“ように”が用いられないことからも明らかである。工夫する、行う、活用する、実施する、充実する、と全て語尾が「こと」で言い切りになっている。

とはいって、前二者、〔学級活動〕における“工夫する”は「できる」、“行う”は「活動する」と同義と考えることもできる。〔学級活動〕における成果には幅を持たせる表現を敢えて採用していると考えられる。

・極大項目「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」

大項目1、2、3にはそれぞれ地の文があり、「配慮する“ものとする”」「配慮する“ものとする”」「指導する“ものとする”」と“ものとする”的表記で統一されている。このため、中項目を持つ1と2においては語尾は全て「～“こと”」で揃えられている。

- 1 (1) 「図るようにする“こと”」「重視する“こと”」
- (2) 「作成する“こと”」「工夫する“こと”」
- (3) 「図る“こと”」「図るようにする“こと”」
- (4) 「行う“こと”」
- (5) 「指導をする“こと”」
- 2 (1) 「展開されるようにする“こと”」「工夫する“こと”」
- (2) 「(図ったり加えたり) することができる“こと”」
- (3) 「指導を行う“こと”」「工夫する“こと”」「密にする“こと”」
- (4) 「(活動を) 充実する“こと”」

単に小項目の設定がないだけという理由かも知れないが、大項目→中項目の“ものとする”→“～こと”で表記が統一されている。これは総則に見られた中項目→小項目間の階層関係がひとつ上位に繰り上がっただけと解釈でき、これが「階層構造のスライド」の例として指摘できる。

◆結語

以上、総則における語尾表記並びに述語表現に着目した分析を第五章特別活動に当てはめても概ね通用することは確認できた。一方で、階層構造に「上位大項目」という総則にはなかった階層が出現するなど、学習指導要領はその記述の階層において統一されていないことが重ねて明らかになった。

語尾表記における内容の明示（要求度の広さ、濃さ、強さなど）に大きな改善が成され

た平成 29 年学習指導要領ではあるが、28 年度末までに告示するというタイムスケジュールに追われた結果であろう、積み残し部分が多いという結論になる。

学習指導要領解説によるフォローが成されるとは期待するが、条文の階層構造は改めることはできないだろう。これは次の指導要領が改訂される時期（10 年後ぐらいが予想される）までに、部分改訂として整えられる性質のものではないと考える。

本稿は飽くまで総則のみを対象とした調査であるため、これを以て平成 29 年度学習指導要領の評価を確定するわけではないが、敢えて言うなら総則のみを俯瞰しただけでまだ明らかにできなかった「表記の目途（“ように”）」が見いだせた。特に中項目に多用されるこの言葉の「用法」並びに「効能」についても、稿を継ぐ形で考えてみたい。